

【評価基準】

◎(3点): 評価基準の内容は概ね達成できており、他にも際立った取組みを行っている。

○(2点): 評価基準の内容は概ね達成できている。

△(1点): 評価基準の内容の一部が達成できていない。

×(0点): 評価基準の内容はほとんど達成できていない。

* 色がけについては評価点数を2倍とする。

評価項目		評価視点
1 運営事務関係	① 3職種その他の職員の職務分担及び連携	・主担当を置きながら、地域包括支援センター全体でそれぞれの専門性を踏まえ、利用者1人1人によりよい対応となるよう必要に応じて相談しながら対応している。
		・日常の業務内容についてセンター長(又は管理者)が常に把握し、業務評価を適切に実施している。
		・地域包括支援センターの年間計画や目標を職員が共有し、意識した業務実施となっている。
		・様々な課題に対し、3職種のチームアプローチができている。
	② 中立・公正の確保	・地域包括支援センターの職員証を活用するなど、市の委託を受けて活動していることを明示している。
		・サービスの紹介では特定の事業所でなく複数の事業所を提示し、利用者が選択できるようにしている。
		・中立・公正の確保の重要性について理解している。
	③ 市との連携	・施設は母体法人敷地外に設置している。
		・区役所と定期的な連携を取っている。
④ 業務改善への取組み	・区役所・高齢介護福祉課との緊急時の連携の仕組みがある。	
	・利用者や家族からの要望、意見を記録し、必要に応じ地域包括支援センターの運営に反映させている。	
	・業務日誌などで、日々の業務における課題・反省点を把握・共有し、改善を図る仕組みが構築されている。	
⑤ 職員の資質の向上	・改善を図る仕組みがあり、成果を上げている。	
	・市の主催する研修には必ず職員が参加している。	
	・国・県他、関係機関の研修にも積極的に参加している。	
⑥ 職員のケア	・地域包括支援センター独自で研修等を実施している。	
	・職員の業務が過重労働にならないように配慮している。	
⑦ 24時間の連絡体制	・職員のメンタルケアに関する取組みを行っている。	
	・夜間や休日の電話は、携帯電話に転送されるなど、24時間連絡体制が確保されている。	
⑧ 地域運営協議会の開催	・概ね4半期毎に1回以上開催している。	
	・自治会などの地域団体の関係者のほか、医療機関関係者やサービス事業所等関係者など、地域包括ケアを視野に入れた構成員になっている。	
	・協議会のテーマは計画的に定められている。	
	・個別ケースの検討も協議している。	
⑨ 地域全体への地域包括支援センターの周知・浸透	・「ささえりあ」の案内看板を表示している。	
	・広報紙等で継続的に広報を行っている。	
	・地域における会議や催しなどへ積極的に参加している。	

評価項目		評価視点
	⑩ 個人情報の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いについて規則等を定めている。 ・個人情報の漏洩・消失・棄損及び改ざん防止等の個人情報の適正管理のための措置を講じている。 ・利用者及びその家族から利用計画等に係る文書等の開示を求められた時は情報を開示している。
2 総合相談支援業務	① 地域における潜在的な利用者への実態把握の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、地域の実情に対応した潜在的利用者の把握ができています。 ・潜在的利用者把握の成果を上げている。
	② 相談内容に応じた継続的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・状態に応じた継続的支援を行っている。 ・支援の状況についての評価(支援の振り返り)等を行っている。
	③ 高齢者見守り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員等と連携し、計画的に実施している。 ・支援を要する高齢者を必要なサービスにつなぐことができています。
3 権利擁護業務	① 成年後見制度への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関と連携し制度活用を行っている。 ・積極的に情報収集を行っている。 ・地域の高齢者及び関係機関にPRしている。 ・積極的に地域の実情把握を行っている。
	② 高齢者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に情報収集を行っている。 ・関係機関と連携しながら迅速な対応を行っている。 ・地域の高齢者及び関係機関に虐待防止について周知している。 ・地域の関係機関と虐待防止ネットワークを構築している。
	③ 困難事例への対応	<p>高齢者が支援を拒否している等の困難事例を把握したときは、地域包括支援センター内で対応を検討し、他の関係機関と連携して主体的に問題解決に取り組んでいる。</p>
	④ 消費者被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターや警察などの他機関と連携し対応している。 ・地域の高齢者及び関係機関にも情報提供を行っている。 ・積極的に情報収集を行っている。
4 包括的・継続的	① 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員と多職種との連携を個別支援している。 ・地域の医療機関と介護支援専門員との意見交換会の開催や、個別の連絡会を行っている。
	② 地域における介護支援専門員を対象にした研修会等の実施による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会やネットワーク形成支援を実施している。 ・困難事例に関する検討会など介護支援専門員の資質向上につながる研修会を開催している。
	③ 地域における関係機関のネットワークづくり・信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との信頼関係を構築している。 ・関係機関同士が高齢者を包括的にサポートするネットワークとして機能している。 ・利用者の状況に応じたインフォーマルサービスを提供している。
	④ 地域における介護支援専門員への個別支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口として、専門的見地からケアプラン作成技術等の積極的な支援を行っている。 ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関等との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、助言を行っている。 ・上記の取り組みについて、地域の事業所に周知を図っている。

評価項目		評価視点
4 支援業務	⑤ 地域ケア会議の開催について	・地域ケア会議で以下の取り組みを行っている。 a. 個別課題の解決に向けて取り組んでいる。
		b. 会議を通じて地域のネットワークを構築している。
		c. ネットワーク構築を通じた地域課題の把握・共有を行っている。
		d. 地域課題を解決するための地域づくりやインフォーマルサービス創設の支援を行っている。
		e. a～dを通じて作り出した施策等の行政機関との協議・検討・提案を行っている。
	⑥ 在宅高齢者福祉事業に関する支援	・相談から適切なサービス調整までを一体的に実施している。
		・関係機関への連携・引継を実施し、その後の状況の確認まで行っている
⑦ 指定介護支援予防事業に関すること	・介護予防支援業務の一部委託を行った指定居宅介護支援事業所に対し、必要な助言・指導を行っている。 ・専門職及び相談員等に介護予防支援業務を担当させる場合は、担当件数等の基準を設けている。	
5 介護予防ケアマネジメント等	① 介護予防の目的を意識した特定高齢者へのケアマネジメント	・利用者の自立支援に向けた目標指向型のマネジメントを行っている。
		・マネジメントを実施するに当たってサービス事業所等と目標を共有し、実施状況を定期的に確認している。
		・1クール終了後の利用者の状態を的確に把握し、次のクールにつなげている。
	② 効率的な介護予防ケアマネジメント実施の上での工夫	・介護予防事業所との連携を図っている。 ・効果的な自立支援を介護予防事業所と共に行っている。
③ 地域での予防事業への取り組み	・介護予防・健康づくりについて講師等として協力している。 ・地域での仕組みづくりに積極的にかかわっている。	
6 家族介護者教室	① 家族介護者教室の実施	・参加しやすい場所の設定等を行い定期的に開催している。
		・圏域内の特定の地域に偏らないよう実施できている。
		・介護家族のニーズを把握している。
		・教室参加者のフォローアップを行っている。